

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成 25 年 9 月 6 日（金）午後 3 時 招集
- 1 場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 14 階 大ホール
- 1 出席委員 48 名
- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1 番 税所 史熙 | 2 番 福原 幸一 | 3 番 谷口 憲治 |
| 4 番 米村 昌昭 | 5 番 牛島 國廣 | 6 番 藤岡 照代 |
| 7 番 宮本 隆幸 | 8 番 林田 智博 | 9 番 角居 登 |
| 10 番 瀧口 幸司 | 11 番 森 日出輝 | 12 番 杉本 清和 |
| 13 番 村上 義博 | 14 番 綱田 稔 | 15 番 村中 英次 |
| 16 番 南 順二 | 17 番 角田 一誠 | 18 番 嶋村 鎮雄 |
| 19 番 春口 豊徳 | 20 番 田中 求 | 21 番 山口 謙藏 |
| 22 番 松村 造酒夫 | 23 番 梅田 義弘 | 24 番 清崎 勝矢 |
| 25 番 牛嶋 弘 | 26 番 渡辺 智明 | 27 番 麻生 隆弘 |
| 28 番 園田 操 | 29 番 村上 智弘 | 30 番 澤田 公俊 |
| 31 番 村上 正春 | 32 番 橋本 春利 | 33 番 馬原 清隆 |
| 34 番 一木 文雄 | 35 番 上田 守王 | 36 番 北口 和皇 |
| 37 番 古川 盛康 | 38 番 吉田 一幸 | 39 番 桝永 築 |
| 40 番 西川 秀文 | 41 番 成松 道敏 | 43 番 杉浦 照雄 |
| 45 番 内田 康喜 | 46 番 前田 道弘 | 47 番 藤本 照義 |
| 48 番 田上 義則 | 49 番 清田 政敏 | 50 番 上田 芳裕 |
- 1 欠席委員 1 名
- 44 番 志柿 茂喜

— 午後 3 時 開会 —

会 長 それでは、ただいまより平成 25 年度第 6 回農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、本当にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案の審議が主なものとなります。きょうの総会がスムーズにいきますよう、よろしくお願いいたします。

高橋補佐 それでは、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数 49 名中 48 名となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しております。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第 4 条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第 3、議事録署名者、総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、

38番の吉田一幸委員と39番の榊永築委員を、書記に事務局の坂本哲也主任主事を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案についての8件でございます。

それでは、議事に入ります前に、議案の訂正、取り下げなどがあるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

村上主幹

それでは、議案の訂正をお願いいたします。訂正と取り下げがありますのでお願ひします。

初めに、取り下げのほうからご説明いたします。

3ページです。議案3ページの11番が取り下げです。それから、同じく取り下げですが、4ページになります。4ページの18番が取り下げです。それからもう1点ですが、15ページになります。15ページの7番、8番、関連案件ですが、この7番と8番が取り下げです。

次に、訂正です。またページのほうを戻っていただきますが、2ページです。2ページの7番、こちらは土地の表示なんです、田293.00㎡の後に、外2筆です。そして下段に計921.00㎡を記載いたします。それと同じく7番の世帯員数の欄ですが、括弧の稼働人員、4名となっておりますが、5に訂正をお願いします。4を5に訂正をお願いします。

続きまして、8ページです。8ページの40番です。こちらは耕作面積が1万1,476となっておりますところを、左の土地の表示の合計面積と同じく、1万1,524㎡に訂正をお願いします。1万1,524に訂正をお願いします。

続きまして、11ページです。11ページ、1番ですが、こちらの土地の表示欄で、野口3丁目961となっております地番ですが、961を1145に訂正をお願いします。961を1145です。それから、面積、田の991とありますが、こちらを1,011㎡に訂正をお願いします。991を1,011に訂正をお願いします。

次に、15ページになります。15ページの9番の農地区分欄が2種農地となっておりますところを3種、2を3に訂正をお願いいたします。

それから、次のページになります。次の16ページですが、こちらの12番です。12番の備考欄、小さい数字ですが、内18.28㎡となっておりますのを18.27㎡に訂正をお願いします。

訂正の最後になりますが、報告事項欄、黄色い仕切り紙から下のページですが、19ページをお願いします。19ページの1番です。こちらは先ほど3条で訂正していただいた分と同じ案件ですが、こちら293㎡の後に外2筆と記載をお願いします。それから下の欄に計の921.00㎡です。計の921.00㎡を追加で記載をお願いします。

す。

追加・訂正につきましては、以上でございます。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）でございます。

11番と18番が取り下げですので、43件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番がまだ出席でございませんので、2番……。来られましたかね。来ましたと報告してください。

それでは、1番、地元委員の報告をよろしくします。

36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。

経営内容といたしましては、水稻、大豆を栽培されており、今回の申請地につきましては、許可後は大豆を作付される予定でございます。

周辺の営農に対する影響はないものと思われ、地域における調和も図られるものと判断いたします。

先日の地区委員会での協議をいたしまして、本件は農地法第3条第2項各号に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。どうぞご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

47番 藤本照義委員

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請人は益城町在住の専業農家で、今回、戸島町の畑1, 189㎡を経営拡張のため取得されるものです。経営内容といたしましては、水稻、露地野菜が主で、申請地につきましては、許可後、大豆を作付されるということです。

先日の地区委員会での協議の結果、いずれも下限面積要件、常時従業要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、申請は妥当との見解でした。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま2番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

37番 古川盛康委員

3番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。3番は、代替地取得による所有権の移転です。今回、熊本県から農地を収容されたため、代替地として取得されるもので、許可後はミカンを栽培される計画です。4番と5番は関連で、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稲と路地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後も水稲と路地野菜を栽培される計画です。

6番は、経営拡張による賃借権の設定です。契約期間は5年間です。申請人は昨年新規就農された方で、現在、水稲と施設野菜を栽培されており、許可後は水稲を栽培される計画です。7番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稲とタマネギを栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。8番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、許可後も水稲を栽培される計画です。9番は、妻への贈与です。譲受人は水稲と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。10番は、独立就農のための賃借権の設定です。契約期間は10年間です。許可後はミカンを栽培される計画です。今回、申請人は河内地区の案件、3条の12番でも申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。当地区委員会では、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の決議は河内地区の案件とあわせての決議をお願いします。

以上、10番を除いた7件について協議・検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま地元委員より3番から10番までご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

16番 南順二委員

12番から14番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。12番は西部地区にて追認された10番との関連案件で、独立就農のための申請で、祖父からの使用貸借によるものです。先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行いました。営農計画について何ら問題はありませんでした。西部地区の審議内容とあわせ協議し、下限面積も上回り、問題ないことを確認いたしました。申請地にはミカンを栽培される予定です。

13番は、後継者へ贈与されるものです。申請者はミカンの専業農家で、申請地にもミカンを栽培されます。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカ

ンを栽培される農家で、申請地には路地野菜を栽培される予定です。

以上3件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不利な要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。西部地区委員会で審議された17とあわせて、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま10番もあわせて、12番から14番、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、10番。

22番 松村造酒夫委員

15番から17番について、先日の地区委員会で協議状況を報告します。15番は、後継者(子)へ贈与される所有権移転の案件です。譲受人は、譲渡人の子供夫婦で、米と露地野菜をつくられており、この申請地には路地野菜、ネギ、ホウレンソウを栽培される計画です。

16番も、子へ贈与される所有権移転の案件です。譲受人は米と路地野菜をつくられており、この申請地にも米と路地野菜を栽培される計画です。17番は、株式会社丸宏農園が今回農業生産法人設立のため、使用貸借権を設定されるものです。借り人は平成25年6月6日設立の株式会社で、構成員は4名です。作物は施設野菜のパセリを栽培し、より安定した生産と収入を目指しておられます。先日の地区委員会において、営農計画等の聞き取り調査を行い、営農への意欲とその計画を確認しております。

以上3件、先日の地区委員会において検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま15番から17番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。18番は取り下げ、続きます19番です。

28番 園田操委員

19番について、先日の地区委員会で協議状況を報告します。

19番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。

申請人は、米と路地野菜を作付されており、許可後は米を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

以上、1件について先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま19番につきまして、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

20番 田中求委員

20番と21番について、地区委員会での協議状況を報告します。

20番は、子へ贈与する申請です。譲受人は、現在、路地野菜と果樹を栽培されており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

21番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請でございます。譲受人は現在、水稲と路地野菜を作付されており、許可後は路地野菜を作付される予定です。また、20番、21番の案件につきまして、全農地について耕作されており、地域との調和も図られていることを地元委員が確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま20番から21番について、地元委員より報告がございましたが、これについて何かご意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。22番。

40番 西川秀文委員

22番から40番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。22番から36番につきましては関連です。学校法人君が淵学園さんの教育実習圃場取得の申請です。君が淵学園は、開設しておられる崇城大学の薬学部の実習・実験で使用する薬草、薬木栽培のために取得されるものです。これまでも4回にわたり実習圃場を取得されていますが、取得した面積の農地には薬草などの標本展示程度の栽培しかできず、実習などで必要とする薬草などの確保・充実を図りたいとして、32筆、計1万796㎡の農地取得を申請されたものです。

本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、農地法施行第6条第1項第1号ハで、学校法人が運営する教育施設のために取得することは不許可の例外として認められております。先日の地区委員会での際に現地を見て聞き取り調査を行いました。これまで取得された農地の管理状況、取得後の利用計画などについて、何ら問題はないものと確認いたしました。37番は、北区徳王町の譲受人が耕作上の便宜上、農地を取得される申請です。申請地は譲受人取得所有地からしか進入路、道がないため、農地のために取得されるものです。許可後は路地野菜の作付をされるそうです。38番は、北区下硯川、

申請人は農業者年金受給継続のため使用貸借を再設定される申請です。耕作されている農地のうち、市街化区域の農地を申請されたもので、ほかの市街化調整区域内農地は今月、議案の基盤強化法利用権の設定により申請されております。許可後は花を作付されます。

39番は、社会福祉法人の明德さんが農地を取得される申請です。本来、農業生産法人以外での法人は農地を取得できませんが、農地法施行令第6条第1項第1号ハで、社会福祉法人が運営する社会福祉施設のために取得することは、不許可の例外として認められております。明德会は、精神障害者施設と就労支援継続型施設を運営されており、その利用者が農作業や農作物の加工・販売などによる就労訓練を目的として農地を取得されていましたが、手狭となったため、新たに取得されるものです。法人の代表者には先日の地区委員会の際に現地にて聞き取り調査を行いました。これまで取得された農地の管理状況、取得後の利用計画などについては何ら問題がないものと確認いたしました。許可後は露地野菜の作付を計画されております。

40番は、北区西梶尾町、譲受人は同居している父親より農地の贈与を受け、申請です。譲受人は水稻を中心に耕作されております。許可後は水稻、露地野菜の作付をされます。

以上、19件について検討した結果、37番、38番、40番については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。また、22番から36番、39番については、農地法第3条第2項1号、2号、4号、5号に該当しますが、農地法施行令第6条に基づく不許可の例外規定に該当するものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま22番から40番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、41番。

23番 梅田義弘委員

41番から45番について、地区委員会での協議状況を報告します。

41番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稻と施設野菜をつくっている農家で、許可後は施設野菜をつくられる予定です。

42番は、農業生産法人設立の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取り調査いたしました。もともと家族で農業を営んでおられますが、今回、長男が農業生産法人を設立し、規模の拡大を計画されるものです。許可後はナスをつくられる予定です。43番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人はお勤めのかたわら水稻をつくっている農家

で、許可後も水稲をつくられる予定です。44番は、農業者年金受給継続のために使用貸借の再設定をされる申請です。借り人は水稲をつくっている農家で、許可後も水稲をつくられる予定です。

45番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稲と施設野菜をつくっている農家で、許可後も水稲をつくられる予定です。以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま41番から45番について、地元委員による報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）の2件でございます。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

20番 田中求委員

1番と2番について、地区委員会で審議状況を報告します。

1番と2番については、関連でありまして、耕作目的による買受適格証明願です。願い出人の2人は、現在、路地野菜を中心に作付されております。今回の購買地にも路地野菜を作付される計画です。また、全農地について耕作されており、地域との調和も図られていることを地元委員が確認いたしております。なお、2番につきましては、城南在住でございませぬので、地区委員会にご出席をいただき、事情を聴取いたしております。以上2件、先日の地区委員会で慎重に検討した結果、願い出人を適格者であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま1番、2番について、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

なお、願い出人が最高価格買受人となられた場合に農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明願書と相違ないと会長が認めたとき、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、3号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況

の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

22番 松村造酒夫委員

1番について、先日の地区委員会での協議状況を報告します。

これは当初、申請者が建売住宅の計画をされ、平成25年8月6日に転用許可を受けられましたが、今月の所有権移転の5条申請に伴い、今回取得予定の東側農地と一体として開発することによって、当初計画2,766㎡の建売住宅11棟から、今回の変更と5条申請分、5号議案の17、18番の面積1,238㎡を加えて、合計4,006㎡で建売住宅17棟を建設することになりまして、土地の利用効果が上がり、収益性の向上も見込めることから、当初計画の変更承認が申請されたものです。資金計画については、借り入れにより賄われます。

また、転用以外に開発許可が必要ですが、立地については前回の許可があり、今回の変更内容については現在申請中です。周囲の状況は、西に農地がありますが、隣接農地の所有者の同意を得られております。

被害防除の計画については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給排水につきましては、給水は市の上水道より取水、雨水は集水して、新設道路内側溝から計画地の中央雨水路へ放流され、雨水・雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく中央雨水路へ放流される計画です。工事期間は、許可日から平成26年12月末までの約1年3カ月を予定されており、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと思われま

す。以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し、転用の確実性につきまして検討しました結果、転用基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請6件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

18番 嶋村鎮雄委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。申請人は、出水7丁目にお住いの専業農家でございます。現在、使用されている農業用倉庫が手狭になられるということですが、増築も困難なことから、新たに申請地に農業用倉庫を建築されるものでございます。なお、本件とあわせ、隣接地を賃貸借されて農業用資材置

き場に転用される申請が、第5号議案の5条申請3番でございます。転用後は一体として利用されますので、内容につきましては5条申請分とあわせてご説明させていただきます。申請地は、出水南中学校に隣接し、近隣には商業施設や医療施設などがございますが、農地区分につきましてはおおむね10ha以上の一団の農地の区分内であることから、第1種農地と判断されるわけでございます。第1種農地につきましては、原則不許可とされておりますが、本件は申請に係る農地の農業用施設に寄与する場合の例外規定に該当し、立地基準は問題ないものと判断いたします。土地利用計画につきましては、所有農地のほとんどが近隣にあり、作業効率の向上が図られることから、申請地2筆、計1,480㎡に農業用倉庫1棟の建築と農業用資材置き場、その他通路、駐車場などで利用される計画でございます。

なお、利用に当たりましては、申請人ご本人はもちろん地元花卉生産農家3名の方もこの施設を利用される予定でございまして、農林水産大臣賞を受賞された花など、主に関東方面に出荷される花卉の選別、集出荷施設として利用される計画でございます。資金計画は造成費、建築費など全額融資で賄われる計画でございまして、融資証明書により確認いたしております。排水は雨水路にて敷地内での自然地下浸透処理し、オーバーフロー分は申請地東側の水路へ放流される計画でございまして、放流に対しましては地元の区長の同意が得られております。また、申請地は土地改良区の地区内でございますので、今回の転用に対する意見書が添付されております。周囲の状況といたしましては、北側と南側が農地と隣接しておりますが、造成に当たりましては、必要最小限の盛り土高にするなど、隣接農地への被害防除対策が図られており、地権者からの同意も得られております。

以上、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い、協議を行いましたところ、本件につきましては立地基準、一般基準ともに満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として、農業会議へ諮問することといたします。

　　続きますので、2番。

47番 藤本照義委員

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、戸島西1丁目にお住まいの建設業を営む申請人が、資材置き場へ転用されるものです。申請地はおおむね10ha以上の広がりがない一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されま

すが、今回の申請が、隣接する施設の拡張であり、既存の施設の面積の2分の1を超えない面積であることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。今回の申請につきましては、隣接する資材置き場は平成4年に転用許可を受けていましたが、現在、出入り口として利用されている申請地のみ許可を受けておらず、地目が農地であることが判明したため申請されたものです。無断な転用につきましては十分反省されおり、始末書が提出されております。土地利用状況には先ほど申し上げたとおりで、資材置き場の出入り口として利用されています。既に転用済みのため費用は発生しません。また、排水は雨水のみで、前面の市道、側溝へ放流しています。先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い、無断転用ではございますが、本人も十分反省され、今後一切このようなことがないようにしますとのことでしたので、追認を得ないことに協議の結果となりました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま2番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、3番。

37番 古川盛康委員

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、個人住宅建築のための転用申請です。申請地は、昭和52年に個人住宅が建築されており、当時転用申請されている経緯がありまして、何らかの理由で取り下げがなされておりました。今回改めて許可申請をされたものです。申請面積は189.26㎡ですが、同時に5条申請の10番で申請されており、合計面積は314.84㎡となっております。農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については集水枡を設置し、北側水路に接続、放流、汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後北側水路へ接続、放流される計画です。資金計画は、すべて融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

申請地は、転用申請がされないまま現在に至っており、無断転用の状態でした。申請に際して、本人から始末書が提出され、深く反省されておりますので、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

以上、1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、4番。

33番 馬原清隆委員

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

申請地は、自宅と前面道路をつなぐ農地で、進入路の付けかえのための転用申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。また、農地を分断する転用ではございません。転用面積が妥当であるかについては、妥当な面積だと思われま。現地調査の結果、既に通路として使用されている状態ですが、本人も深く反省されて、始末書の提出を受けております。周囲の状況は、北側に道路があり、西側、南側は本人所有であり、東側農地所有者からの同意は得ております。給水計画はなく、雨水は自然浸透によります。先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと現地調査確認を行い、立地基準並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、5番。

28番 園田操委員

5番について、地区委員会で協議状況を報告します。5番は、太陽光発電設備を計画される転用許可申請です。申請地は10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、太陽光発電設備として適切な面積ではないかと判断されます。現地の状況は、北側に水路、西側に雑種地、東・南側は宅地に囲まれており、隣接する農地はありません。給水はなく、排水については、雨水は溜樹で集水し、北側水路で放流される計画です。また、計画を賄う金額も、残高証明書が送付さ

れております。工事計画は、平成25年10月10日から平成26年2月吉日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり施工されるものと思っております。以上、1件、先日の地区委員会での現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、6番。

40番 西川秀文委員

6番についての地区委員会での協議状況を報告します。6番は、社会福祉法人青山会が北区鹿子木町の農地を駐車場とされる転用申請です。先日の地区委員会で現地調査をしましたが、申請地は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、この件は既存施設の拡張の不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。一団の農地の端部で、農地を分断する転用ではありません。青山会は、現在、申請地に隣接して特別養護老人ホーム、デイサービスセンターを運営されておりますが、施設利用者の増加とともに、職員も増加したため、職員用の駐車場が不足する状態になっており、これらを解消するための既存の駐車場を拡張する計画申請をされたものです。転用面積については、常時100名程度の職員が駐車場を利用するのに対して、整備されている職員駐車区画は70台分しかいないため、不足する駐車場区画30区画を賄う面積を確保するもので、妥当な面積と判断されます。工事期間は、許可後直ちに着工され、本年11月末日までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、工事費用については、全額自己資金で賄われますが、必要な額の金融機関の残高証明書が添付されております。現地の状況は、東側は申請者所有農地、西側は山林、南側は農地、北側は既存の駐車場で、隣接する農地所有者と協議も済み、同意も得られております。雨水のみの処理で、敷地内で自然地下浸透されます。汚水・生活雑排水は発生しません。以上、地区委員会での現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま6番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、7番、8番は取り下げでございます。26件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

1番から5番につきまして、地区委員会での状況をご報告いたします。1番、2番は関連でございまして、田迎5丁目のTAKASUGI株式会社が、出水7丁目の畑4筆合わせて1,091㎡を取得し、建売住宅を建築するものでございます。先日の地区委員会におきまして、現地調査を行いました。申請地に隣接する雨水路の立ち会いが未了のため、境界の画定ができておらず、転用の範囲が不明というような状況でございました。このようなことで、1番、2番につきましては、今回は継続審議でお願いいたします。3番につきましては、先ほど第4号議案4条の申請の1番でご報告しましたとおりでございます。次に、4番でございます。画図東1丁目にお住まいの申請人が、お子様の成長に伴い、現在居住中のアパートが手狭になられたため、画図町大字重富の田337㎡を取得し、個人住宅を建築されるものでございます。農地区分につきましては、広がりのない小集団の農地の区域内に位置しておりまして、周辺の宅地化の状況などから、第2種農地と判断いたします。土地利用計画は、住宅1棟の建築と自家用・業務用、合わせて5台分の駐車スペースを計画されており、工事完了は来年6月30日の予定でございます。資金計画につきましては、土地取得費用を含めた総事業費4,360万円を全額融資による賄われる計画で、金融機関への借入申込書により確認いたしております。

排水計画といたしましては、雨水は東側市道側溝へ放流、汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、同じく東側市道側溝へ放流される計画でございまして、地元の区長の同意済みでございます。また、申請地は、土地改良区の区域内でございまして、農地転用に対する意見書が添付されております。周囲の状況につきましては、西側と東側が道路、北側が駐車場、南側が宅地で、隣接する農地はございません。なお、本件農地につきましては、以前、無届出で埋め立てが行われており、現状では耕作ができない状況でございました。現状のままでの追認という選択枝もございましたが、この埋め立てに対しましては産業廃棄物が入れられており、地下水への影響もあり、昨年、地元農業委員が原状回復の指導を行ったにもかかわらず、従わないまま今回の申請に至ったという経緯があることから、現地調査までに農地への原状回復を指導いたしました。また、前回においては、委任状を不動産屋、そして土地家屋調査士が代筆するというようなこと

もございました。その結果、先日の現地調査時には農地としての利用が可能状態にまで復元されていたことを確認しております。最後に、5番でございます。長嶺南8丁目の株式会社アネシスが、佐土原2丁目の田861㎡を取得し、建売住宅を建築するものでございます。

申請地は、市街地化の著しい区域に隣接する小集団の農地の区域内に位置することから、第2種農地と判断いたします。土地利用計画は、住環境にすぐれ、今後の住宅需要が見込めることから、申請地に建売住宅4棟を建築される計画でございまして、工事完了は来年6月30日を予定されております。資金計画につきましては、土地取得費を含めた総事業費7,132万円を全額自己資金で賄われる計画でございまして、残高証明書を確認しております。排水計画につきましては、雨水は敷地内に浸透枡を設置し、オーバーフロー分を北側の道路側溝へ放流、汚水・生活雑排水は北側道路に埋設済みの公共下水道へ接続、放流される計画でございます。周囲の状況といたしましては、南側の一部は農地と隣接しておりますが、ブロックを設置するなど被害防除対策がとられており、地権者からの同意も得られております。なお、本件及び4番につきましては開発許可が必要となりますが、ともに転用申請と同時に、市開発計画課と協議が行われることを確認済みでございます。

以上、1番、2番を除く3件につきましては、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い、立地基準、一般基準について検討した結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番から5番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

　　どうぞ。

2 1 番 山口謙藏委員

　　これは何がとれないから継続審議になっていたんですかね。継続審議の理由ですね。ちょっと聞きそなったもので、ちょっとお聞きしたい。1番、2番の継続審議になった理由ですね。ちょっとお聞きします。

3 6 番 北口和皇委員

　　周りが全部水路で覆われていて、その現地の立ち会いというか、それが出されておられないので、現地確認ができないというか、確定ができないということです。

2 1 番 山口謙藏委員

　　くいの問題ですね。

3 6 番 北口和皇委員

　　くいというか、その土地の周りが全部水路なんです。その水路というのは、水路は検図上にあつて、またどこなのかということが確定

というのがすごく難しく、その現地の立ち会いが、水路の立ち会いがなされていないので、土地の確定ができていないということです。

2 1 番 山口謙蔵委員

水路はどここの所有ですか。水路はどここの所有者ですか。

3 6 番 北口和皇委員

改良区です。

2 1 番 山口謙蔵委員

土地改良区。わかりました。

議 長

いいですかね。

それでは、異議なしということでございますので、1番、2番は継続審議として、3番から5番については申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、6番。

4 7 番 藤本照義委員

6番につきまして、地区委員会での協議状況について報告いたします。平成3丁目の株式会社九建ホームからの建売住宅の申請です。

農地区分は広がりのない小集団の農地の区域内にあり、周辺の宅地化の状況から、第1種農地と判断され、立地基準の面では問題はないものと判断されます。設定理由としましては、申請地が集落内開発制度指定区域内に位置しており、近くには小・中学校もあり、生活環境に恵まれていることから設定されたということです。土地利用計画は、申請地2, 165㎡に建売住宅の8棟の建築と区域内の道路に整備して利用される計画です。資金は、総事業費1億5,000万円余りの全額自己資金により賄われます計画で、残高証明書で確認しております。排水計画につきましては、雨水新設道路の側溝を經由し、南側の河川へ、また汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく南側の河川に放流される計画です。放流につきましては、東部土木センター協議済みということです。工事完了予定は、来年1月20日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおりに利用されるものと判断いたします。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。先日の地区委員会で協議いたしましたが、許可基準を満たしており、申請地は妥当であることの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま6番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

7番、8番は取り下げでございまして、9番。

3 7 番 古川盛康委員

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。9番は、個人住宅建築のための所有権移転です。申請人は、現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。農地区分は集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha未満の小集団の農地で、隣接の道路には上下水道が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから、3種農地と判断しました。

排水計画につきましては、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は東側市道側溝へ接続放流、汚水・雑排水については、東側市道の公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は、すべて融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

10番は、賃借権による転用申請です。先ほどの4条申請の3番と関連です。住宅に通じる通路がなく、今回、東側農地の一部を賃借され、住宅と一体的に使用されるものです。農地区分及び排水計画、資金計画は、4条申請と同じです。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。11番と12番は関連で、個人住宅の転用申請です。11番は使用貸借権、12番は賃借権の設定です。申請人はご夫婦で、現在借家住まいをされ、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。

申請地は、母親が所有する農地で、先ほどの4条申請3番の残地と隣接の農地に建築されるものです。面積は、10番と11番を合わせて201.01㎡となっております。農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については集水枡を設置し、北側水路へ接続放流、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、処理後北側水路へ接続放流される計画です。

資金計画はすべて融資により賄われ、融資証明で確認済みです。

周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。以上4件、さきの地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、いずれも基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長
一 同
議 長

ただいま地元委員より9番から12番までのご報告がございましたが、この件につきまして、何かご意見はございませんか。

異議なし。

異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することとします。

続きまして、13番。

22番 松村造酒夫委員

13番から22番について、先日の地区委員会での協議状況を報告します。13番から16番までは関連で、東区新外のファミリーステージ株式会社が建売住宅建設のため、所有権移転をされる申請です。

農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、県道並建熊本線に近接する農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅所有者も多く、住宅としての需要は多い場所として選定されたものです。この申請地に10棟、木造2階建ての建売住宅を建設される計画で、転用面積につきましては、田の6筆、合計2,238㎡であるため、妥当と判断しました。なお、この申請地は無断で農地改良が行われており、法的手続を怠ったことを深く反省され、始末書を添付されております。

他の法令に関する許可につきましては、開発許可が必要となりますが、市の開発計画課に事前審査申出書は提出済みです。資金計画については、融資により賄われる計画で、関係の残高証明書により確認しております。また、被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られるということを確認しております。給水計画は、市の上水道より給水、排水について、雨水は集水し、新設道路内側溝から東側水路へ放流、汚水及び生活雑排水は各宅地に合併浄化槽を設置し、同じく東側水路へ放流するよう計画されています。周囲の状況としては、隣接する農地はありません。工事期間は、許可日から平成26年12月末までの約1年3カ月間を予定されております。17番と18番は関連で、東区新外のファミリーステージ株式会社が建売住宅建設のため所有権移転をされる申請です。また、これは先ほどの第3号議案、事業計画変更承認申請の案件と関連でもあります。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、住宅街に近接し、住環境等が整った区域で、今後建売住宅の需要が十分見込まれるため計画されたものです。この申請地と事業計画変更承認申請の案件とあわせて、合計4,004㎡の土地に、17棟、木造2階建ての建売住宅を建設される計画で、転用面積については妥当と判断しました。他の法令に関する許可については、開発許可が必要となりますが、関係部署との協議はなされております。資金計画については、借入金により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水については、給水は市の上水道より取水、雨水は集水して新設道路内側溝から計画地の中央雨水路へ放流、雨水・雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく中央雨水路へ放流される計画です。周囲の状況としては、隣接す

る農地はありません。工事期間は、許可日から平成26年12月末までの約1年3カ月間を予定されております。19番は、東区新外のファミリーステージ株式会社が資材置き場設置のため所有権移転をされる申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、集落内開発制度指定区域内にあり、国道に近接する農地で、交通の便がよく、住宅の開発事業地域にも近接するため、選定されたものです。なお、この申請地は無断で農地改良が行われており、法的手続を怠ったことを深く反省され、始末書を添付されています。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。

被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水と雨水及び生活雑排水はありません。雨水は自然浸透される計画です。周囲の状況としては、隣接する農地はありません。工事期間は、許可日から平成26年6月末までの約9カ月間を予定されております。20番と21番は関連で、南区護藤町の申請人が個人住宅建設のため、所有権移転と使用貸借権設定をされる申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は、現在の住まいが手狭になったため、自己専用住宅を計画され、申請地は居住区域内にあり、生活環境もよく、交通の利便性もあるこの土地を選定されたものです。

転用面積は田2筆425㎡、木造2階建て1棟であるため、妥当と判断しました。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署への申請はなされています。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。被害については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることも確認しております。給水計画は、市の上水道より給水、排水については、雨水は敷地内で自然浸透させ、オーバーフロー分は北側水路へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく北側水路へ放流される計画です。周囲の状況は、西に農地がありますが、同時申請の農地で、問題はありません。工事期間は、平成25年10月1日から平成26年3月30日までの約6カ月間を予定されております。22番は、南区荒尾の申請人が、個人住宅建設のため所有権移転される申請です。農地区分は10ha以上の一団の区域にあり、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当すると認められることから、不許可の例外事由に該当すると判断しました。また、集落内開発指定制度区域にあり、農地を分断する転用ではありません。申請人は、現在借家住まいではありますが、子供の成長に伴い手狭になったため、自己の住宅建設を計画されたものです。申請地は、現住所に近く、生活環境の面でも都合がよいため、選定されたものです。転用面積は、田1筆の42

2㎡、木造2階建て1棟であるため、妥当と判断しました。なお、この申請地は以前に無断で造成工事が行われており、手続等を怠ったことを深く反省され、始末書を添付されています。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署へ申請がなされており、また、資金計画については、自己資金と借入金により賄われる計画で、残高証明等により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は、市の上水道より給水、排水については、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は南側道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく南側道路側溝へ放流される計画です。周囲の状況は、東と北が宅地、西と南が農地で、隣接農地の所有者の同意は得ておられます。工事期間は、平成25年10月1日から平成26年5月31日までの約8カ月間を予定されております。以上、10件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討しました結果、これらの案件は立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、いずれも転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より13番から22番までの報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、23番。

33番 馬原清隆委員

23番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。23番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。借り人は所有者の息子で、実家に隣接して個人住宅を建設するものです。申請地は、集落内開発制度指定区域にて、農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとしての許可の例外に該当すると判断しました。また、農地を分断する転用ではございません。転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで、適正な面積ではないかと判断いたしました。他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要となりますが、事前審査の申請書の提出は済んでおります。現地調査の結果、一部に農業用倉庫がまたがって建っているため、始末書を提出され、深く反省されております。周囲の状況については、北側には道路があり、隣接農地はありません。給水は地下水くみ上げにより、雨水は地下浸透により、オーバーフロー分は溜桝に集水し、水路へ放流。生活雑排水

及び汚水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流する計画で、排水同意も得られております。資金信用については、融資証明と残高証明の提出を確認しております。工事計画は、平成25年11月から8カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。24番につきまして、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。譲受人はアパート住まいが手狭になり、個人住宅を建設するものです。申請地は、集落内開発制度指定区域で、農地区分については、甲種農地には該当しないため、天明総合出張所から500m以内であるため、2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで、適正な面積ではないかと判断しました。他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書が得られております。周囲の状況については、水路・里道に挟まれ、南側農地の所有者から同意が得られております。給水は、既設の給水管により引き込み、排水計画については、雨水は排水枡を設置し、北側水路へ放流、生活雑排水及び汚水については合併浄化槽で処理後、北側水路に放流するように計画されており、排水同意を得られております。資金信用については、融資証明の提出を確認しております。工事計画は、平成25年10月から7カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。以上、2件について、先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可が基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま23番から24番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、25番。

14番 網田稔委員

　　25番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　25番につきましては、申請人が個人住宅を建築する転用申請です。

　　申請人は、現在の住まいが手狭になり、周囲が静かで住宅環境が最適な場所を探されていたところ、当該地の転用を検討されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を補う額の資金証明が添付されていることを確認しております。給水や

ボーリングにより地下水路を利用します。排水計画については、雨水の処理は地下浸透枡を設置し、オーバーフロー分は南側市道側溝へ放流し、生活雑排水・汚水は公共下水道へ接続し放流するよう計画されております。周囲には、北側に隣接農地がありますが、土砂流出、日照などに影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可も必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は10月1日から来年3月31日までの期間を予定されており、許可後は速やかに目的どおりに利用されることを確認しております。26番につきましても、申請人が個人住宅を建築する転用申請です。申請人は現在借家住まいで手狭となったために、交通利便性がよく、環境の面でも最適な当該地での転用を検討されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。給水は、熊本市上水道により給水の予定です。排水計画については、雨水の処理は地下浸透とし、オーバーフロー分は西側の既設側溝へ放流します。生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理し、西側の既設側溝へ放流するよう計画されております。周囲は、南側に隣接農地がありますが、擁壁を施工し、土砂流出、日照などに影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前に書類提出を確認しております。工事期間は、10月1日から来年5月31日までの期間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。27番につきましても、申請人が個人住宅を建築する転用申請です。申請人は、会社役員であり、熊本市中央区の本店と八代市の本社を行き来しており、通勤に便のよい中間のまちを探されていたところ、当該地の転用を検討されました。

農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。

給水は、ボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水の処理は敷地内に雨水浸透枡を設置し、オーバーフロー管を經由して、敷地北側の雨水貯水槽にて処理し、生活雑排水・汚水、合併浄化槽で処理し、施設下水処理水接続枡へ接続し、水路へ放流するよう計画されています。周囲の状況は、北側以外は農地に囲まれています。土砂流出、日照などに影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は10月1

0日から来年9月30日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。以上3件、先日の地区委員会で確認し、検討の結果、転用の許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま25番から27番について、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することにいたします。

28番。

30番 澤田公俊委員

28番について、地区委員会で協議状況を報告します。28番は、借り人が現在住んでおられる寮が手狭になったため、集落内開発制度指定区域内にある借り人の義理の父所有の申請地について、個人住宅の建築の申請をされるものです。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と南側は宅地、西側は道路、東側は農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得ております。農地を分断する転用ではありません。

転用面積については、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、浸透枘にて地下浸透させ、オーバーフロー分は溜樹を経て、西側の道路側溝へ放流。生活雑排水及び雨水については合併浄化槽で処理後、同じく西側道路側溝へ放流する計画です。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書を提出済みです。工事期間は、10月1日から来年9月30日まで1年間が予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。以上、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、6号議案でございます。

北島係長 　　この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(6号)についてご説明いたします。初めに、所有権移転ですが、明細21ページの1番から3番までの合計3件でございまして、1番が

公社からの買い取り、2番から3番が相対による売買です。面積は3件合わせまして、田4,652㎡、畑502㎡の合計5,154㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。次に、利用権設定の新規設定分です。明細21ページの4番から40ページの31番までで、貸し手28名、借り手24名の件数28件です。契約期間別では、6年未満が19件、10年以上が9件で、面積は28件合わせまして、田4万8,838㎡、畑10万8,995.49㎡の合計15万7,833.49㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、露地野菜、花卉、果樹及び大豆です。次に、再設定分です。明細40ページの32番から41ページの34番までで、貸し手3名、借り手3名の件数3件です。契約期間別では、すべて6年未満で、面積は3件合わせまして、田1万4,166㎡、畑2,942㎡の合計1万7,108㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻です。最後に、農地所有者代理事業です。こちらは、明細41ページの35番から42ページの38番までで、貸し手3名、借り手5名の件数4件になります。

契約期間別では、6年未満が1件、10年以上3件で、面積は4件合わせまして、田のみの2,979㎡です。権利の種類は、賃借権、利用内容は、施設野菜です。以上、1番から38番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。第6号議案の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

47番 藤本照義委員

1番、2番について地区委員会で協議状況について報告いたします。1番、2番ともに相続税の納税猶予継続のための証明願です。1番の願い出人は、お勤めのかたわら農業に従事しておられ、願い出の農地2筆については、現在苗木を植え付け中であることを地元農業委員が確認しております。また、2番につきましては、願い出人は専業

農家であり、願い出の農地9筆について苗木が植え付け中であることを地元農業委員が確認しております。1番、2番とも願い出人がみずから引き続き農業経営を行っており、地区委員会においては証明することに対して何ら問題はないとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり承認することに決定いたします。続きまして、3番。

37番 古川盛康委員

3番について、地区委員会での討議状況をご報告いたします。

3番は、相続税の納税猶予対象農地についての引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。願い出の農地を含め、約2町ほど耕作されており、経営内容は稲作と路地野菜です。対象農地22筆につきまして、地元委員が現地を調査した結果、すべての農地が願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されております。地区委員会といたしましては、証明書の交付に対して何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり承認することに決定いたします。続きまして、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について審議をお願ひいたします。

事務局の説明を求めます。

小林係長 第8号議案についてご説明いたします。この条例は市内9つの選挙区の区域と各選挙区の選挙すべき委員の数を定めた条例でございます。

今回の改正案の内容ですが、第7選挙区、こちらは南区の城南町地域の区域でございますが、この区域の中に新しい町名、城南町さんさん1丁目と城南町さんさん2丁目を追加するものであります。改正部分の新旧対照表は、お配りしております議案の裏面にお示ししております。この改正を行う理由としましては、この区域の中で町名の変更が行われることとなりますので、選挙区に関する規定の整備をするものでございます。第8号議案についての説明は以上です。

議 長 ただいま事務局から第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案についての説明がありました。ご質問等ございませんか。

一 同 なし。

議長 それでは、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について承認することに異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、次第5のその他について、本日は特にございませんか。何もございませんでしたら、以上をもちましてすべての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本日の総会において議決されました案件については、その条項、字句その他の整理を要するものについては、総会会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件はすべて終了いたしました。これにて閉会いたします。

— 午後4時40分 閉会 —

平成25年度第6回熊本市農業委員会総会の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年9月6日

会長 森 日出輝

署名委員 吉田 一幸

署名委員 榘永 築

書記 坂本 哲也